

# 宇都宮市ホームページ広告表現ガイドライン

## (趣旨)

第1条 このガイドラインは、宇都宮市が運営するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載するにあたり、その広告表現について、宇都宮市ホームページ広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

## (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているように見えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

## (画像の規格)

第3条 画像の規格は次のとおりとする。

- (1) 画像サイズは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIF又はJPEGとする。
- (3) 動画GIF及びFLASHなどを用いる表現は認めない。

2 前項と異なる規格については別途定める。

## (市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「法律相談」など市政を連想させる分野において、ユーザーが宇都宮市の事業であると誤認しやすいもの。

## (色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を1:4.5以上とり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

## (解像度)

第6条 文字をイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

このガイドラインは、平成19年3月28日から施行する。

このガイドラインは、平成29年5月23日から施行する。